



BCJ-審査証明-127

建設技術審査証明書 (建築技術)

技術名称：非クロム防錆剤による建築用亜鉛めっき金物の防食技術
「BIKコート処理」

標記技術の内容について依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に基づき証明するものである。

(開発の趣旨)

建築用ねじやボルト、金物等の表面処理としては、電気亜鉛めっきや塗装による表面処理が広く使われてきている。特に、防食防錆性を求める場合は、皮膜に 6 価クロム及びその化合物を含有した電気亜鉛めっきや塗装が必要とされてきた。環境保全の面から、自動車業界の ELV 指令や家電業界の RoHS 規制で 6 価クロム及びその化合物の禁止措置或いは使用制限が決定され、建築業界においても住宅メーカーを始め多くの企業が 6 価クロム及びその化合物を使用しない製品を求めつつある。こうした背景から、皮膜に 6 価クロム及びその化合物を含有した電気亜鉛めっきや塗装と比較して同等以上の防食防錆性能を有する非クロム系 (6 価クロム及びその化合物を使用しない) の表面処理技術を開発したものである。

(開発の目標)

- (1) 素地調整を行った建築用金物に電気亜鉛めっき (JIS H 8610 Ep-Fe/Zn[3]) 処理をし、さらに BIK コート処理 (塗着量 $2g/m^2$) を施すことにより、電気亜鉛めっきにクロメート皮膜 (JIS H 8625 Ep-Fe/Zn8/CM2C) を施した表面処理と同等以上の防食防錆性能が確保できること。
- (2) BIK コート処理が、6 価クロム及びその化合物を使用しない表面処理であること。

一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業 (建築技術) 業務規程及び約款に基づき、依頼のあった非クロム防錆剤による建築用亜鉛めっき金物の防食技術「BIKコート処理」の技術内容について下記のとおり証明する。

2007 年 7 月 25 日
2012 年 7 月 25 日 (更新)
2017 年 5 月 16 日 (更新)



建設技術審査証明協議会会員

一般財団法人日本建築センター
The Building Center of Japan

理事長

橋本 公博



記

1. 審査証明結果

本技術について、上記の開発の趣旨及び開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 素地調整を行った建築用金物に電気亜鉛めっき (JIS H 8610 Ep-Fe/Zn[3]) 処理をし、さらに BIK コート処理 (塗着量 $2g/m^2$) を施すことにより、電気亜鉛めっきにクロメート皮膜 (JIS H 8625 Ep-Fe/Zn8/CM2C) を施した表面処理と同等以上の防食防錆性能が確保できるものと判断される。
- (2) BIK コート処理が、6 価クロム及びその化合物を使用しない表面処理であるものと判断される。

2. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

3. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨、開発の目標に対して設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

4. 審査証明の詳細 (別添)

この審査証明技術を個々の工事等へ適用する際は、別添内容に従うこと。

5. 審査証明の有効期限

2022 年 7 月 24 日

6. 審査証明の依頼者

株式会社 晃和

住所 栃木県佐野市町谷町 2943 番地